位の種類及び分野と当該研究科に置かれる他の専攻において授与される学位の種類及び分野とが同一である国際連携専攻をいう。次条第二項において同じ。）の教員であつて第九条第一項の規定により専攻ごとに置く教員は、教育研究に支障がないと認められる場合は、当該研究科に置かれる当該他の専攻の教員であつて同項各号に定める資格を有するものがこれを兼ねることができる。

（国際連携専攻に係る施設及び設備）

第四十一条　［略］

2　第十九条から第二十一条までの規定にかかわらず、特定国際連携専攻に係る施設及び設備については、当該特定国際連携専攻を置く研究科の施設及び設備を利用することができるものとし、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該特定国際連携専攻に係る施設及び設備を備えることを要しない。

（国際連携専攻に係る施設及び設備）

第四十一条　［同上］

［項を加える。］

（専門職大学院設置基準の一部改正）

第四条　専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（国際連携専攻に係る施設及び設備）	（国際連携専攻に係る施設及び設備）
第四十条　［略］	**第四十条**　［同上］
2　第四十五条第一項の規定により適用する大学院設置基準第十九条から第二十一条までの規定にかかわらず、特定国際連携専攻（その収容定員が当該専攻を置く研究科の収容定員の内数として定められ、かつ、当該専攻において授与される学位の種類及び分野と当該研究科に置かれる他の専攻において授与される学位の種類及び分野とが同一である国際連携専攻をいう。以下この項において同じ。）に係る施設及び設備については、当該特定国際連携専攻を置く研究科の施設及び設備を利用することができるものとし、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該特定国際連携専攻に係る施設及び設備を備えることを要しない。	［項を加える。］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（短期大学設置基準の一部改正）

第五条　短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（国際連携学科に係る基幹教員数）	（国際連携学科に係る基幹教員数）
第四十八条　国際連携学科に係る基幹教員の数は、第二十二条に定める学科の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数に、一を加えた数以上とする。	**第四十八条**　国際連携学科に係る基幹教員の数は、第二十二条に定める学科の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数に、一の国際連携学科ごとに一人の基幹教員を加えた数を合計した数以上とする。
2　別表第一の規定にかかわらず、特定国際連携学科（その収容定員が当該学科を設ける短期大学の収容定員の内数として定められ、かつ、当該学科において授与される学位の種類及び分野と当該短期大学に置かれる他の学科において授与される学位の種類及び分野とが同一である国際連携学科をいう。次条第二項において同じ。）の基幹教員は、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該短期大学に置かれる当該他の学科の基幹教員がこれを兼ねることができる。	［項を加える。］
（国際連携学科に係る施設及び設備）	（国際連携学科に係る施設及び設備）
第四十九条　［略］	**第四十九条**　［同上］
2　第二十七条から第二十九条まで、第三十二条、第三十三条及び第三十五条の九の規定にかかわらず、特定国際連携学科に係る施設及び設備については、当該特定国際連	［項を加える。］